

消費者裁判手続特例法等に関する検討会
第3回 議事録

消費者庁消費者制度課

第3回 消費者裁判手続特例法等に関する検討会

1. 日 時：令和3年5月13日（木）12：30～15：01

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 個別論点

4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、沖野委員、大高委員、大屋委員、垣内委員、木村委員、河野委員、後藤委員

（事務局）

坂田審議官、黒木消費者制度課長、伊吹専門官、西川課長補佐、守屋専門官
（オブザーバー）

最高裁判所、法務省、独立行政法人国民生活センター、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

※本議事録中においては、特に断りのない限り、「特例法」とは、消費者裁判手続特例法を指している。

【 1. 開会】

○山本座長

それでは、定刻を少し過ぎましたが、これより第3回「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催したいと思います。

本日も、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

最初に、事務局から接続と資料についての確認をお願いいたします。

○伊吹専門官

事務局でございます。

本日も、前回と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座長を含め、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしております。まず、皆様の接続状況を改めて確認させていただきます。委員の皆様におかれましては、順番にお名前をお呼びしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにしてお返事いただき、その後、再度オフにさせていただきますでしょうか。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

どうもありがとうございました。

本日は、飯田委員が所用により御欠席されるということで御連絡をいただいております。

次に、ウェブ会議の操作でございますけれども、前回同様、ハウリング防止のため、皆様におかれましては、マイクをオフにさせていただくようお願いいたします。御発言される場合は挙手をクリックいただき、発言が終わられましたら手を下げるをクリックください。

また、オブザーバー及び傍聴の皆様におかれましては、マイクだけではなくカメラについても常時オフをお願いいたします。

続きまして、本日の資料でございますが、議事次第に記載のとおり、資料1は総論、資料2は対象となる事案の範囲、資料3は共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方の資料となっております。

以上でございます。

【 2 . 個別論点】

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと思います。

これまでの検討会では、消費者団体訴訟制度の意義等、全体に関わる内容について御議論いただきつつ、制度の担い手である特定適格消費者団体へのヒアリングを実施するなどして、運用状況の把握を進めてまいりました。前回の最後では、そこまでの委員の皆様の御意見を踏まえて今後の検討の土台としての検討事項を御確認いただいたところであります。今回からは個別の論点に入っていくことといたしまして、前回御確認いただいた検討事項を踏まえつつ、具体的な検討を進めてまいりたいと思います。

本日は、そのうち、「総論」、「対象となる事案の範囲」及び「共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方」といった点を取り上げてまいりたいと思います。各論点それぞれについて、まず、事務局から御説明いただいた後、質疑応答、意見交換を行うという流れで進めていきたいと考えております。

まず、第1の論点「総論」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○伊吹専門官

事務局でございます。

これから個別の論点について御説明させていただくに当たりまして、冒頭で1点だけ御説明させていただきます。

頻繁に出てくる用語について、事務局からの説明における用語法を整理させていただきたいと考えております。まず、この手続の当事者になる者については段階ごとに呼称が変わっておるのですが、今後は、特定適格消費者団体に関しましては単に「団体」、被告や二段階目の手続の相手方に関しては「事業者」という形で呼ばせていただくことがございます。また、消費者裁判手続特例法につきましても、「法」あるいは「特例法」などという形で説明させていただくところでございますので、御承知おきください。

それでは、総論でございまして、資料1を御覧いただけますでしょうか。

総論に関しましては、前回御確認いただきました検討事項の中で具体には3つのところを挙げておりました。1つが団体の数や訴訟件数の評価、2つ目がこの制度の効果の検証、3つ目に制度と団体の認知度・信頼度の検証でございました。そのうち、効果の検証や認知度・信頼度の検証につきましては前回御議論いただいたところでもありますので、今回は主に団体の数・訴訟件数の数の評価を中心に御議論をお願いできればと考えております。

資料1の2ページを御覧いただければと存じます。消費者団体訴訟制度の運用状況の概要といたしまして、団体による提訴件数の背景・要因などについて、第1回及び第2回の内容を踏まえて整理をしたものでございます。図が時系列になっておりまして、左から右に流れております。左のほうで消費者被害が発生した後に、実際に一番右端の提訴に至るまでのプロセスを示してございます。まず、情報収集として団体で情報を集められて、さらにその中から検討をされておられるということでもございました。そもそも情報収集の段階で全ての被害が集まっているわけではないということもございまして、その上で、さらに検討の俎上に乗るものも全てではない場合があるということでもございました。検討に当たっては、この「検討」の上の四角囲みで記載しているような要素などを踏まえて検討されているということでもございまして、その結果、「検討」から右下に枝分かれをしておりますが、訴訟外で申入れが行われるという事案もあり、他方で、提訴や申入れを含めて対応に至らなかったというものもございました。その対応に至らなかったものの中にポツを記載しておりますが、1つ目のところで、法的には対象になり得るが回収可能性等の観点から対応に至らなかったもの、特例法上の様々な要件を満たさないと判断したもの、最後のところで実体法上勝訴の見込みが低いと判断したものがあつたということでもございました。

続きまして、3ページを御覧いただきますと、こちらは団体の数や訴訟件数に関してこれまでいただいている御意見をポイントとして記載させていただいております。

続きまして、4ページも、ポイントだけになりますが、前回までの特定適格消費者団体の皆様へのヒアリングの内容を記載させていただいております。以上が、団体の数や訴訟件数に関するところでもございました。

続きまして、5ページが、効果の検証の関係でもございます。こちらは前回第2回で扱わせていただきました資料の内容を抜粋しているものでございますので、また御確認いただければと存じます。

続きまして、6ページは、効果の検証に関してこれまでいただいている御意見のポイントを記載させていただいております。

7ページからが、認知度・信頼度の検証に関する部分でもございまして、こちらも第2回の資料の内容を抜粋して整理し直したものでございます。

同じく、8ページにつきましても、第2回資料の抜粋となっております。

その次の9ページは、認知度・信頼度の検証に関してこれまでいただいている御意見のポイントでもございます。

以上を踏まえまして、10ページで検討事項を記載させていただいております。まず、団体の数・訴訟件数が中心になるということでもございますが、具体的なも

のとして4点を挙げております。1つ目が、団体の数・規模の望ましい在り方をどのように考えるかという点でございます。次が、現在の団体の数・規模は十分かどうか、仮に十分でない場合にはどういった対応が必要かという点でございます。3点目が、現在の訴訟件数は十分か、十分でない場合にどのような対応が必要かという点でございます。それとの関連もありまして、訴訟外の申入れとの関係をどのように評価するかという点でございます。次の○で、この制度の効果や制度・団体の認知度・信頼度につきましては、前回御議論いただきましたが、さらにこれを向上させるための対応などについて御意見をいただけるようでしたら御議論いただければと考えております。

説明は、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、質疑応答及び意見交換に移りたいと思いますけれども、個別の論点についての進行におきましては、本検討会は比較的人数が限られていることもございますので、各委員に一通り御意見を述べていただくという言いっ放しにとどまるのではなくて、できればそれぞれの御意見に対する御質問や御意見等を充実させることで委員間の議論を深めていきたいとも考えております。したがって、取りあえずの御発言としては1回当たり2分程度を目途として御発言いただき、他の委員からの御意見等も踏まえて更に追加的な御意見を言うていただくという形、そういう御意見も積極的に言うていただくということで進めていきたいと思っております。どうか活発な質疑・御意見をお願いしたいと思っております。

それでは、御発言のある委員は挙手をお願いいたします。

河野委員、お願いします。

○河野委員

御説明ありがとうございました。

検討事項としてお示しいただいた各論点について簡単に受け止めをお伝えしたいと思います。

最初に、団体の数・訴訟件数についての受け止めでございますけれども、数と規模等に関しましては、現状で適当かという視点とは異なりますけれども、私たち消費者により身近なところに存在するという点で考えていただければと思います。訴訟を扱いますので、私たちからは距離がある存在になりますけれども、特別なものではなく、近くにあって力になってくれるものという視点で御検討いただきたいと思いますと思っております。

2つ目の現在の訴訟件数は十分かという視点ですが、法律施行後4年半で第二段階まで進んだものが1件という現状を考えますと、私たち消費者の期待からしましてもあまりにも少ないのではないかと考えております。前回の団体ヒアリングの皆様の御発言を伺っておりますと、対象要件の関係等で断念したものが年間数十件あるというお話もございましたので、ぜひこういった結果を反映していただいて、必要な改善をこの機会に行っていただきたいと考えております。

3点目の訴訟外の申入れとの関係をどう評価するかというところでございますけれども、これも前回のヒアリングから分かったこととしまして、訴訟外の解決の重要性が改めて認識できたところでございます。できれば長くかかる第一段階、第二段階の訴訟と並行して、消費者、事業者、特定適格消費者団体が時間的にも経済的にもその他様々な負荷の軽減が図れるような解決方法の仕組みをつくっていただければと思います。3者にとって納得がいく解決、取り分け消費者への確実な返金や特定適格消費者団体への一定の費用弁償の道筋をつける議論をしていただければと考えております。

全体を通して、総論のところでは消費者としてお伝えしたいことがございます。私は、この検討に関しましては、事業者の方も積極的に関わっていただきたいと考えております。消費者トラブルの検討に当たっては、事業者の方はあまりにもルールを厳しくし過ぎるとビジネス上の萎縮が生じるとよくおっしゃられて、それによって施策の前進が阻まれる傾向にあると考えております。ここで問題にしているのは悪質な事業者、フェアではない事業者への対策であって、今回の施策の前向きな検討が私たち消費者の安心につながり、消費者側の消費への萎縮を防ぐことにつながると考えております。

また、消費者から見たときに、解決に結び付く相談の入口となります消費生活センターとの連携を上手にさせていただいて、端緒情報の円滑な流れを確実に作ることを検討の中に視野に入れていただければと考えております。

私からは、以上になります。よろしくお願いたします。

○山本座長

どうもありがとうございました。

それでは、木村委員。

○木村委員

まず、本検討会の運営について意見を述べさせていただきたいと思っております。なかなか余裕がない日程の設定になっております。私としては事務局から頂く

資料を読んでから、経団連の会員企業から意見を広く募るということを本当はやりたいのですが、正直、今回はできなかったという事情がございます。取りまとめの時期ありきではない、運営の在り方をちゃんと考えていただければと思っております。特に、今回の議題の対象となる、事案の範囲や和解の規律の在り方につきましては重要なポイントですので、取りまとめをされる前に議論をする配慮をと思います。

今日の議題についての意見を3点述べさせていただきます。

資料1の2ページの左上、消費生活相談の件数や消費者被害の推計が載っています。前回と前々回の資料に載っていたものだと思いますが、本特例法の対象となりそうなものは、端的に言うと、少額で、かつ、多数かつ同質的な被害というものです。こうしたものがこの中のどれぐらいを占めているのかということについては、より詳細な説明が必要かと思っております。

2ページでいいますと、右下のところに対応に至らなかったものが年間に各団体とも数十件程度あるということが書かれており、ここにある意味で立法事実と直結するところかと思うのですが、この対応に至らなかったものの対応に至らなかった理由が、特例法の問題であるものが一体何件なのか、また、それぞれの具体的な内容がどんなものなのかというところをもう少し細かく明らかにしていただくのがよろしいと思っております。この点は、今事務局でお答えいただけるものがあれば教えていただければ。

最後に、訴訟の件数をどう見るかという問題提起ですが、私どもとしては、訴訟の件数だけを見て活用されていないと言い切ることについては若干疑念を覚えています。この法律によって特定適格消費者団体に訴訟を提起する権限が与えられていることを背景に、裁判外で自主的な解決が現に行われているということがございますので、その辺も含めて考えないと、この制度が活用されているかないかというところの結論を出すのは難しいのではないかと考えます。

○山本座長

ありがとうございました。

第1点に御指摘になった会議の運営については、誠にごもったもな御指摘で、いろいろ事務局も大変で、資料の御提供が直前になってしまうことについては、誠に申し訳ないところと思っておりますけれども、各議題について1回限りで審議してそれで取りまとめということは全く考えておりませんので、本日の議題、和解や対象事案は非常に重要なことですので、当然今後も複数回議論の場を設けて、徐々に議論の集約を図っていくことを考えておりますので、拙速に取りまとめしていくことは私としても考えておりません。その点は確認したいと思います。

それでは、大屋委員、お願いできますでしょうか。

○大屋委員

ありがとうございます。大屋でございます。

団体の数や訴訟件数について、現状の数字をもって判断するのはいかなものかという点については、今の木村委員の御指摘は適切かと思えます。一般的に、例えば、ビジネスのことを考えますと、新たな産業が創出されるときは、まずは少数のスタートアップ企業が出てきて、やがてそれが定着するに従って企業数が増加していく。競争が激しくなって規模の経済が働いたり、合併・統合が起きて、場合によっては、デファクトモノポリーに至ったり、あるいは、その手前の段階で止まったりする状況が発生するかと思えます。

件数についても同様で、当初は制度ができた当時は使われないところから始まって、だんだん利用がされていく。こういう制度があることが社会の中に知れ渡って、そういうものがある以上、よからぬことをするのはやめようという抑止効果が働くともた件数が落ち込んでいくというライフサイクルがあるだろうと思えます。その中でしかるべき数字は徐々に変化していくだろうと想定されるわけですね。

ただ、現状について申し上げますと、そのようなサイクルは始まった段階にしすぎないと言わざるを得ないだろうと思えます。要するに、まだスタートアップが出始めたところで、今の団体数の訴訟件数も、本来あっても不思議ではない分野全体の規模からするとごく手前の段階にとどまっているとは判断されるべきではないかと。この後、ライフサイクルがどんどん進展していくと、また伸びていった後に減少するといった状況は起きると思えますが、現在、そこまでいっているとは到底思えないわけですね。したがって、訴訟件数にしても、現在の団体数の規模についても、なおてこ入れが必要な状況にあるとは認識すべきではないかと思っております。

繰り返し申し上げますが、重要なのは、要するに、今のライフサイクルがどこまで進行し、その中で特に適格消費者団体の活動を支えるエコシステムが成立しているかどうかということで見るときであって、単に件数や団体数で議論すべきではないとは思っています。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。大高でございます。

私からも、今、御紹介いただいた総論の部分について何点か意見を申し上げたいと思います。

まず、団体の数と訴訟件数ですけれども、私としては、いずれも少なくとも多いとは評価できないと、結論としては思っております。まず、訴訟件数の評価については、木村委員もおっしゃったように、当然訴訟外での解決事例を含めて考えるべきだということもごもっともだと思っております。ただ、団体がホームページで公表している事案を見ている限り、訴訟外の申入れの解決といっても、同じような事案で複数の事業者に申入れをしているケースがあったり、取り上げられているケースに若干偏りがあったりということで、制度の対象となった事案の広がりとしてみれば、やや広がりや欠くという印象はぬぐえないように思っておりますので、本当にこれでいいのかどうかというのは十分に考える必要があると思っております。

団体数についても、もちろん数ありきではないのですが、考えなければいけないところが2点あって、一つは、この制度において団体が見返りを得る手段が非常に様々な規制でもって限られていて、いわゆる市場の理論をそのまま当てはめていい話になっているかどうかというのはよく考えないといけないという点。また、地域ごとに起こる被害に機敏に対応するには、それなりの団体数が必要なのではないかという問題意識を持っております。今、関東と関西に3団体があるわけですけれども、この団体が多少パワーアップしたからといって、例えば、北海道を中心に起きている被害に機敏に対応できるか、もしくは、九州を中心に起きている被害に機敏に対応できるかとなると、そこは現時点では難しい。もちろん団体がさらにパワーアップをして各地に支部をつくるようになれば別ですけれども、必ずしも今はその状況にはないようには思っております。

最後に、認知度と信頼度の観点も簡単に一言申し上げさせてください。一般論として、制度の認知度や信頼度を高める必要があるというのはそのとおりだとは思っておりますけれども、各論に入るに当たって考えなければいけないこととして、一体どういったことを実現するために認知度と信頼度を上げるのかというところは考えなければいけないと思っております。例えば、事案の端緒を団体がつかみやすくするという目的であれば、一般市民に対する認知はもちろんあったほうがいいのですけれども、例えば、消費生活センター等に周知を図って、この制度に乗っかるような相談事例をうまく情報提供してもらおうとか、そういったつなぎ方のほうが効果的でありますし、対象消費者からの授權を促すという趣旨であれば、そういうトラブルに遭遇した市民がネット検索をしたときに容易にこの制度にぶち当たる、情報を得られるという施策を講じておく

ほうがむしろ望ましいという話になりますので、まさしくどういった目的で認知度等を高めることを考える必要があるかと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員

今の皆様方のご意見と重なりますが、検討事項として訴訟件数が挙げられておりますけれども、数ありきの議論ではないということについては私も同様に感じております。この制度はあくまでも消費者被害を救済するための手法の一つですので、他の消費者保護制度と併せてその意義を議論すべきだと思います。

また、私も参加させていただきました制度創設の際の専門調査会報告書にも、本制度外の被害救済は望ましいとまとめられておりますので、繰り返しになりますが本制度の評価については、実際に本制度を活用した訴訟件数の多寡で判断すべきではないとおもいます。以上の前提から、本制度以外も含む消費者被害救済の諸制度全体でどの程度の被害救済が行われているかを検証して議論すべきではないかと考えております。そういう意味でも、少なくとも本制度については、裁判外の手続による被害救済の状況も含めて効果を検証するべきではないかと考えております。

また、適格消費者団体について、前回も申し上げましたけれども、消費者被害の回復には、本制度で差止請求などの業務を担う適格消費者団体の役割が重要でありますし、適格消費者団体が現在どのような状況にあり、どのような課題を抱えているかについて議論することは意義があると考えております。

ただ、検討事項として団体の数が挙げられておりますけれども、前回の特定適格消費者団体のプレゼンをお伺いしたときには、体制面や財政面の課題についても言及があり、単に消費者団体の数の問題ではないと感じております。また、数と一言でいっても相談するための窓口が不足をしているのか、あるいは、被害回復等の業務に充てる人員が不足しているのか、又は、団体の財政規模が支える財源の不足なのか、十分に理解できていないと感じております。

特定適格消費者団体については、3団体のみでありますけれども、適格消費者団体の数自体は、平成23年当時の9団体から現在は21団体となっていると思いますので、差止請求を含めた消費者保護のための体制については、当時よりは大幅に強化されていると考えております。単に数の議論ではなく、適格消費者団体間と消費生活センターとの連携や情報共有などの仕組みの整備を含めて、

消費者被害救済のための全体的な体制整備を議論する必要があると考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内でございます。どうもありがとうございます。

数の点につきまして、既に他の先生方からも御意見が出ているところと重なる部分もありますけれども、大きな視点で考えますと、今、直前の後藤委員の御発言にもありましたけれども、消費者被害が全体としてどの程度存在していて、それがいかなる形で解決されているのか、適切な形で解決されているのかという視点から考えて、この消費者団体訴訟制度が期待される役割を果たし得ているのかということの評価することになるかと思えます。

私自身、かなり限られた知見ではありますけれども、消費者被害について、例えば、消費生活相談、消費生活センターへの相談等を通じて一定の解決がされているという案件も多数あると思えますし、そこから国民生活センター等へ上がって行って、そこでの和解やあっせん等で解決するものもある、その数は非常に重要な割合を占めていると考えておりますけれども、それで適切に多くの案件で解決が図られていると言えるのかといったことを考えますときに、最終的な救済の可能性としても、訴訟の利用可能性がどの程度あるのかは非常に外側でなされている解決の質や規模に影響を与えるところがあるだろうと考えております。私自身の乏しい経験でも、例えば、国民生活センターの和解やあっせんの中で、法的にはかなり結論は明らかであろうと評価できるもので、しかしながら、合意をベースとした手続の中では、事業者がその金額の支払いに応じなければ和解が成立しないということにならざるを得ないわけです。そのときに、訴訟をやったとすれば恐らく勝訴できるのではないかと思われる案件で、しかし、訴訟を行う負担から、実際にはそれが現実的に期待できない案件は少なからず存在するように思われます。

この消費者団体訴訟制度がそういった案件のうち少なからぬ部分について活用されることが期待されるのではないかと考えておりますので、そうした観点からしますと、少なくとも現状で多過ぎるとか、既に十分に機能しているという評価がこの件数から導けるかということ、そこは難しいのではないかと印象

象を現状では持っているところです。

それから、訴訟外の申入れあるいは裁判外の解決との関係については、今申し上げたこととも重なりますけれども、この消費者団体訴訟制度がどの程度実効的に機能しているか、し得るかということとの関係で、訴訟外での処理の質等にも大きな影響が及ぶと考えておりますので、いずれにしても訴訟外の申入れ等で解決することの重要性は否定されませんが、その質に大きな影響を及ぼすものとして、この制度そのものがより実効的なものであることは非常に重要な点ではないかと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど、木村委員から若干事務局に対する御質問といたしますか、資料の2ページのあたりで対応に至らなかったものが年間数十件程度というところで、特例法の問題がどれぐらいのものとしてあるのか、あるいは、それはどういう問題だったのかということについてという御趣旨の御質問があったかと思えます。もし今の段階で分かることがあれば、事務局から何かコメントがあればと思うのですが、お願いします。

○黒木課長

事務局でございます。

御指摘の点でございますけれども、何が何件と明確に分け得るものでもなく、複数の事情が重なってということもあろうかと思えます。そういう意味では、本日、この後に御検討いただきます、例えば、対象となる事案の範囲が既存の制度でなかなか迷いがあるということもありましょうし、あるいは、柔軟な和解の選択肢があまりないゆえに断念をしたということももしかしたらあるかもしれません。あるいは、本日の議題には上っておりませんが、前回検討事項として挙げていただきました、さらに今後御検討いただくようなその他の論点、情報提供の在り方、あるいは、実効性・効率性・利便性との関係で断念した、なかなか悩ましかったという例もあろうかと思えますので、適宜論点を御検討いただく中で、このようなヒアリング内容あるいはこのような事案が団体から聞かれているということも併せて御紹介しながら御検討を進めていただければと思っております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

そのようなことで、今後、個別の論点に即した形でさらに具体化といいますか、ブレークダウンをしていただければと思います。

この総論的な点について、ほかにいかがでしょうか。今の段階で、さらにありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

貴重な御意見をいろいろといただけたかと思えます。私の理解したところでは、団体の数にしても、訴訟の数、件数にしても、数ありきという話ではないし、訴訟件数については、裁判外で解決されたようなものも総合的に考慮して考えるべきだという点についてはコンセンサスがあったのではないかと思います。ただ、それを踏まえてもなお今の件数はやや広がりやを欠くことになっているのではないかとか、あるいは、訴訟における解決は訴訟外への解決の質にも影響しているという点を考えると、現状で必ずしも十分とはいえないのではないかと御指摘もあったかと思えます。また、団体については消費者に身近なところにこういう団体がある、あるいは、その地域の問題について解決できるような形で団体が分布している必要があるという御指摘がある一方、数ということよりも、団体内部の問題、体制面、財政面、あるいは、情報の共有等々の問題も併せて考えていくべきではないかという御指摘をいただいたかと思えます。

認知度・信頼度についても、どういう目的でそれを求めていくのかということによって対応が異なってくるのではないかと御指摘もいただいて、あるいは、この訴訟はまさに紛争解決全体の一部であって、トータルで解決していくということをどういう形で広報していくかという点を考えていくべきという御指摘もあったかと思えます。

いずれにしても、この問題はまさに総論ですので、今後御議論いただく様々な各論、取り分け次回には団体の体制や訴訟、この制度を活用できる場合に活用していくためにはどういう措置が必要かということについても御議論いただくわけで、当然その中においてはこの総論で取り上げたような問題が背景として問題になろうかと思えますので、引き続きこれらの点については、議論の全体的な背景といいますか、あるいは、通奏低音といいますか、そのような形で本検討会の審議においては問題になり続ける事柄だろうと思えますので、取りあえず本日の段階においてはこの程度にさせていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、取りあえず今日の段階ではこの点はこの程度にさせていただきまして、各論、より具体的な点のお話に移っていきたいと思えます。それでは、本日の第2の議題になりますが、対象となる事案の範囲についても、まず、事務局

から御説明をお願いいたします。

○西川課長補佐

事務局でございます。

お手元の資料2を御覧ください。

2ページを御覧ください。まず、請求・損害の範囲に関する規律の概要でございます。基本的な考え方といたしましては、①係争利益がおおむね把握可能であるもの、②支配性のあるもの等を基本的な考え方としております。特例法におきましては、請求の範囲として、第3条第1項に掲げつつ、対象外となる損害を第2項に列挙してございます。

3ページでございます。次に、被告の範囲に関する規律の概要をこの表のとおりにまとめてございます。

4ページでございます。法文については、適宜掲げてございますので、必要に応じて御参照いただければと存じます。

5ページでございます。前回の特定適格消費者団体へのヒアリング内容の概要でございますが、以下のとおり、まとめてございます。

続きまして、6ページでございます。ヒアリング内容から抽出できる主な類型として、損害・請求の範囲に関しまして、イメージ図を、下記のとおり、3つにまとめております。

続きまして、7ページは、被告の範囲についてイメージ図をまとめてございます。なお、このページの類型Ⅰ、Ⅱと、先の6ページの類型Ⅲでございますが、場合によっては現行法の枠組みでも対応が可能である場合もあろうかと存じます。

おしまいに、最後の8ページでございますが、本日検討いただきたい事項といたしまして、1番目、対象となる請求・損害の範囲についてでございますが、その基準とともに、③支配性、係争利益の把握可能性との関係や当事者間の利益のバランスとの関係をどのように考えるか。④紛争の一次的解決及び訴訟経済との関係を考慮に入れつつ、どのように考えるのが適切か。また、2番、被告の範囲につきまして、その基準とともに、③応訴の負担等の関係をどのように考えるのか。④紛争の一次的解決等の関係をどのように考えるか等も考慮に入れつつ、どのような制度がふさわしいのかにつきまして、委員の皆様の御意見を賜りたいと存じます。

よろしく申し上げます。私からの説明は、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、この点についての御議論、質疑応答、意見交換に入りたいと思います。恐縮ですが、先ほど申し上げたとおり、1回当たり2分程度を目途として御発言をお願いしたいと思います。

それでは、御発言のある方は挙手をお願いいたします。御質問、御意見、何でも結構ですので、お出しただければと思います。

木村委員、お願いいたします。

○木村委員

資料2の8ページに大体類型がまとまっているかと思えます。対象となる請求・損害の範囲、訴訟物の範囲と被告の範囲というお題がありますが、まず、1番、対象となる請求・損害の範囲についての意見と質問を申し上げます。

まず、Iの類型とされているもの、現行法に基づいて対象となる請求に付随して生じる損害を含めていくということですが、拡大損害的なものは画一性を満たしているのだろうかというところがまずは疑問です。画一性を満たさないものが多いのだとすると、被害額の算定について時間を要するのではないかと思われまして、もし何とか画一的にやろうと思えば、裁判所が画一的に認定しようとする、共通する被害の一部だけを認定することになるかというイメージを持っています。そうすると、果たして個々の被害者の救済につながっているのかどうかよく分からないですし、迅速な認定を裁判所がしようすると、企業側に立証、反証についての過度な負担がかかるだろうと思います。そうした観点から、1の類型Iについては、広げることについては反対します。

続きまして、1の類型IIは、個人情報漏えい事案における慰謝料を念頭に置いているものかと思われまして。前回、消費者のニーズについてのアンケート調査結果があったかと思えます。そこでは、不当な取引の勧誘や不当な契約条項への対応がニーズとして挙がっており、こうした個人情報漏えい事案の救済を求める声が消費者から多く挙がっているとは感じられなかったところです。それにもかかわらずこれを本手続法の対象とすべきという立法事実があると考えておられる理由を明らかにしていただきたいと思っております。これは質問です。

また、これも質問ですが、個人情報漏えい事案は多数ございますが、故意は非常に少なく、ほとんどが過失。もっと言うと、最近ですとマルウェアによる攻撃といった、企業側に過失があったかどうかさえも定かではないものも多いかと思えます。企業は、こういった事案が多く起こっている中で、個人情報の取扱いに関してかなりのコストをかけて対応しているところです。こういう案件が、特例法に基づく訴訟の対象となりますと、個人情報の取扱いについてのコストがさらに増大していくことになり、我が国全体で見たときに、データの利活用

やデジタルライゼーションの妨げになったりして、かえって消費者の不利益になるのではないかという懸念もございます。社会全体のコスト負担や影響と救済の必要性のバランスをどういうふうと考えられているのかという点について、消費者庁の考えを教えてくださいと思います。

○山本座長

ありがとうございました。

幾つか御質問があったようですけれども、今の段階で、消費者庁、事務局からもしお答えいただける点があれば。

○黒木課長

1点、前回の消費者へのアンケート調査の中で個人情報漏えい事案をやってほしいという意見がなかったではないかという御指摘があったかと思いますが、それにつきましては、アンケートの項目自体にそういうものを個別に全て挙げていたわけではないので、それは特に聞いていないということであり、あるいは、トラブル類型については、当てはまるものはないけれどもやりたいものはあるという方の中にももしかしたら入っていたかもしれないと思います。したがって、このテーマを挙げるべきかどうかということについて、前回の調査の結果がそのまま御参考にはならないということで、その点についてはそのように御理解いただければと思います。

消費者庁としてこれを含めるべきと考えている根拠は何かという御指摘をいただいていたかと思いますが、現時点においてこれを入れるべきかどうかということについて消費者庁において何か方向性を持っているわけではなくて、前回のヒアリングなどを踏まえて、このようなものについて考えていっていただく、入れるべきか入れないべきか、あるいは、既に現行法で読めるのではないかということについても御検討いただきたいという趣旨でございます。

取りあえずは以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

そのような趣旨ですので、現段階ではオープンということです。木村委員の今の御指摘、コスト増大のおそれ、デジタルライゼーションに妨げがあるのではないかというのも、御意見としてそういうお考えが示されたということになるかと思います。

大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員

ありがとうございます。

類型Ⅰのようなパターンからしますと、拡大損害のような結構不確定性が大きいものを取り込んだ場合に何が起きるかという、要するに、計算できないか、計算したとすればそのような事情が当てはまらない当事者が多数出てきて手続に参加しない、したがって、訴訟経済上は制度の効果が出ないということになるであろうという予測については、木村委員のおっしゃるとおりかと思えます。その意味で、このあたりでどこまでを取り込むことが適切かどうかというのは、結局、訴訟経済的にある種の定型性がどの程度まで見込めるかということで決まってくるであろうと。それを前提にすると、定型的な被害に対する慰謝料もしくは慰謝料として言われているけれども事実上はある種の損害賠償的な性格を持っているものについて取り込んでいくことは可能であろうと思う一方、拡大損害については難しかろうという印象を持つところであります。

名目上は慰謝料だけれども、事実上算定の難しい損害に対する補償的な機能を持っていると考えられるものの典型が類型Ⅱで言及された個人情報漏えいのパターンだと思っております。こういったものはむしろ制度内に取り込んでいくことが適切ではないかと、私としては思います。それについて、情報漏えい等の問題に対応するコストが企業側にかかっているという木村委員の御指摘もごもっともと思うわけですが、私の知る限りでは、そのような漏えい事案が起きると、ほとんどの事業者さんは自主的なある程度のお詫びをして紛争解決に尽力しておられると理解しております。それでほとんどの場合は片付いているというのが実態であり、そのような自主的な問題解決へと促す役割を制度が持っているという位置付けになろうかと思えます。そうすると、問題として、そういう対応をしない事業者の場合を考えると、そこを訴訟経済的に救済できるような制度を持つておくことが有益ではなかろうかと考えます。

この点にも表れているのですが、この周辺の問題を考えるに当たっては、繰り返しの話にはなりますが、良心的な事業者さんが主に過失を理由として一定のトラブルを起こしてしまうケースと、確信的な悪質事業者が当初から被害を出してその被害から得た利益を行くとしようとするケース、典型的には両方を分けて考えて踏まえる必要があるかと思えます。これが被告範囲についての問題に関わってくるわけですが、悪質事業者を考えた場合には、代表者あるいは実質的支配者等に対する責任の追及を許容するような制度を作っておかないと実効性が著しく乏しいというのは、適格消費者団体の皆さんへのヒアリングからも明らかになっているところであろうと思えます。他方、産業側からは、そういうことをされると萎縮効果が大きい、善良な事業者が萎縮するという指摘がもちろん出てくるだろうと思うのですが、善良な事業者であればそのような

訴訟の徹底的な遂行によるのではなくて、自主的な紛争解決に行くルートが開けているだろうということを考えますと、例えば、非常に早い段階で和解で解決する際には事業者のみを対象にするけれども、最終的な責任追及をする場合には代表者や実質的支配者を想定して対応しますとか、そのような形で早い段階で法人責任で終わらせることができるルートを整備することによって、両者の切り分けを図るという考え方が必要だろうと考えております。

私からは、以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大高委員、お願いいたします。

○大高委員

ありがとうございます。大高です。

私からも、何点か意見を申し上げたいと思います。

まず、結論としては、今回、資料の8ページ目で御提案いただいている幾つかの類型については、前回の団体のヒアリングの結果を踏まえても、ある程度、穴埋めをすべきところかと思っておりますので、今後、これを基本に具体的な検討を進めていくことについては、異論はございません。むしろ賛成したいと思っております。

ただ、まず、請求の範囲についてそもそも論を申し上げれば、本来、この制度は個々の消費者が持っている請求権につき、実際の権利行使がなかなか難しいという点を踏まえて、それを束ねることによって請求しやすくしようという制度なわけでありまして。そういったそもそも論からいえば、集団的な消費者被害だと評価される事案については、画一的に解決が難しい、非常に個別性の強い事案でもない限りは、基本的にはこの制度で取り扱うように持っていくのが本来の筋ではないだろうかと思っております。

このような本来の制度趣旨からすれば、現行法にあるような様々な縛り、例えば、消費者契約に関するものとか、もしくは、一定の損害類型の除外については、果たして本質的に必要な要件なのかというのは、制度ができたときから私としては非常に疑問に思っておりました。むしろある程度の画一性をもって解決できる事案であるといういわゆる支配性の要件が満たされているのであれば基本的には十分であって、それを個別の事案ごとに判断してもいいのではないかということさえ思っているところであります。

そういう意味では、究極的にはこの損害の範囲については類型Ⅱのようなものについては基本的には取り込んでいくべきだと思っておりますし、慰謝料に

については、いろいろと今も議論がありましたので繰り返しませんけれども、慰謝料を一律に対象から落とすというのは果たしていかななものか、むしろ東京医大のような事案であれば、実際の訴訟では請求項目に加わっておりましたけれども、むしろ慰謝料が請求の中核になるような事案でありましたし、そういったことを考えても、広くそういったものは取り込んでいくべきではないかと思っております。

被告の範囲についても、あまり議論はありませんけれども、ここに挙がっている2つの類型については、本来、この制度の中で一回的に解決を図ってしかるべきだと思っております。類型Ⅱについても、その実質的な支配者をどういう切り分けていくのかというのは一つの課題ではありますけれども、それがきちんと切り分けができるのであれば積極的に取り込んでいくべきだろうと思っております。

長くなりますので、取りあえずこの辺りは申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、沖野委員、お願いいたします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

既に御指摘のあった点なのですが、慰謝料についてです。慰謝料については、類型Ⅰ、類型Ⅱで出てきておりますけれども、確かに様々なものがある中で、しかしながら、事実としても損害は生じており、さらにその事実としての損害レベルではかなり画一性が高いものを慰謝料の形で引き受けるというのはしばしば見られるところですし、また、慰謝料の性格として多数の被害者について画一的な処理をすることを、慰謝料を使うことで可能にする面も多々ございますので、予測可能性を考えても、それだというだけで慰謝料を落とすというのはおよそ適切ではないのではないかと思っております。それ自体は、類型Ⅰも、先ほど東京医大のケースが出ましたけれども、東京医大のケースなども慰謝料として、しかもあまねくどの人に対しても同じように慰謝料を認めることができるタイプの類型だと思っておりますので、慰謝料単独ではなくてここで付随とされている類型も含めて慰謝料は入れていくことを考えるべきではないかと思っております。

特別法との関係なのですが、特別法で消費者の問題であることも含め

て一定の衡量を既にしているところに、さらに言わば個々の消費者ではなく団体が提起することができるという形で少し武器を与えるということではアンバランスにならないかということですが、果たしてそうか。消費者ではそもそも訴訟提起が期待できないということがありますと、およそ救済の実効性が期待できないわけですので、この件についても、およそ特別法というだけで除外するのは適切ではないのではないかと思っております。ですから、これも検討すべきではないかということです。

主体面につきまして、広告の主体などの点です。この広告のケースあるいは景表法の話は、実際に問題になってまいりますのは、多くの消費者がまさに契約を締結するかどうかの意思決定に当たり、情報が非常に重要になるわけですが、その情報が別の主体から、事業者から不特定多数へという形で出されているものでございますので、契約締結過程における情報提供という観点からも、非常に消費者契約と密接に関わる面があるところ、その部分について一番情報も握っており、かつ、消費者に対してまさに購入を働き掛け、その意思決定について非常に重要な役割を担っているところが、制度から落ちるのも適切ではないのではないかと考えております。

最後に、主体の類型Ⅱのところなのですが、実質的支配者にかかっていく必要があるという場面は、これまでも悪質な消費者被害で見られたところですし、さらに言うと、悪質な消費者被害ですと、ほとんど同じ人が、法人の形式を変えてといいますか、潰しては次に作ってということもあるくらいで、実質的に問題なのはまさに個人のほうだということもしばしばございます。ですので、それを捉えることの必要性は非常に高いと思っております。もっとも、これをどう切れるかということで、つまり、単純にその実質的支配者ということであると、これは経営を握っている比較的小規模の家族的な経営もございまして、非常に悪質な場合に限るといって、そこの切り分けを主体として取り込めるかという中でルール化をしていかなければいけないという難しさがあるのだらうと思っております。それらをうまく切れるのだらうかという点がありますけれども、検討の俎上には乗せるべきものだらうと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員

まず、対象の拡大についてですが、本制度は、適格消費者団体が消費者の被害

を推定して消費者の同意を得るか、その権利を代行して訴訟を提起するという非常に特殊な形態であると理解しております。したがって、被害者個々に被害状況が異なる個別性の高い事案については、本制度の対象外とするべきということで、精神的損害、拡大損害、生命・身体への侵害に伴う身体的損害等が対象事案から除かれた経緯があると理解しております。

消費者の精神的損害については、事業者への懲罰的な意味を含めて便宜的に一律の精神的損害額を算定し、本制度によらない集団訴訟を提起している例も承知しております。しかし、本制度の趣旨は、財産的被害の集団的回復であり、精神的損害を取り扱うことにはなじまないと考えております。したがって、現時点で訴訟の第一段階が終了している大学入試試験の不正事案において対象としている受験料や交通費のように、精神状態などのような被害者の個別の事情はあまり勘案せずに、被害額の算定が容易な案件のみを対象にすべきであり、対象となる事案の拡大には反対をしたいと思います。

次に類型Ⅱでありますけれども、法人の実質的支配者等とすることについて、これは従来から何度も申し上げていることなのですが、まともな事業者であれば、このような場合には事業存続の観点からできる限りの救済を図るはずだと思われまふ。そして実際には、このような紛争が発生した場合に、裁判外の手続での救済が進んでいるものと理解しております。しかしながら悪質な事業者の場合については、事務局資料でも御指摘のとおり、仮に適格消費者団体が訴訟をしても、財産等が散逸しており、結果的に救済につながらないという懸念は制度設計時にも十分に議論したと理解しておりますし、現実にもそういう事態が発生しているという認識もしております。悪質な事業者に対して、法人の実質的支配者等を被告としてこのような事業者を徹底的に取り締まることについては、全く従来から私どもも異論はありませんが、悪質かどうかを判断することや実質的な支配者を定義することは極めて難しいのではないかと考えておりますし、現時点で制度化することは困難ではないかとも考えております。また、先ほどの大屋委員の発言のとおり、私どもも同様の理解をしておりまして、詐欺目的で財産を散逸させてしまうような悪質事業者に対しては、この制度のような民事的手続では十分な救済ができないと考えております。その意味において、少し視点がずれるかもしれませんが、こういった事案をなくすという意味では、刑事罰等において、その処分や財産保全を図る制度の構築を早期に実現するのが消費者の救済につながるのではないかと、これは従前から私どもが申し上げていることとさせていただきます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、河野委員、お願いいたします。

○河野委員

ここでの検討事項であります、請求・損害の範囲についてと、被告の範囲について、現状よりも少し拡大する検討をしたらいいのではないかということで、いろいろと御懸念はあるにしても、改めて今回こういった種類の拡大について精緻に再検討をしていただければと思っております。制度のスタート時においては、今、後藤委員がおっしゃったように、様々な検討をした上でこういう形になったと私も十分理解しているところですが、消費者側から見たときには、自分のトラブルや被害は本当に助けてもらえるのか、相談をしても分かりにくいと言いましょうか、これは消費者被害だよねと思っていることに対して、法律のほうでノーと最初から言われてしまうことに対しては、5年が経つ今、改めて考えていただければと思いました。特に請求・損害の範囲の中の類型Ⅱ、個人情報漏えい事案等に対する慰謝料に関して、これだけeコマース等が社会の基礎インフラとして日常生活に根付いてきている状況において、当然のことながら社会的な負荷はかかるとは思いますけれども、漏えい防止対策は、やり過ぎて問題になるということではなくて、こういった個人情報に関して漏えいにはそれ相応のしっかりとした覚悟を持って事業者の方にも望んでいただきたいという希望もございますので、ぜひこの拡大について御検討いただければと思えます。

被告の範囲についても、今は法人でなければということですが、具体的には、前回ヒアリングでお話しいただきましたように、消費者機構日本が扱っていらっしゃる情報商材に関する事案では、本当の問題はどこにあるのかということで、個人のところまでたどり着かないと被害救済にはたどり着かないという事例も発現しておりますので、被告の範囲についても今回精緻な御検討輪お願いしたいと思えます。その上で、これまで専門家の先生方が御指摘されている点において、より大きな危惧があるというのであれば、先に送らせていただいても構いませんけれども、検討をしないままに今回の拡大については見送るという形にはしていただきたくないと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員、お願いいたします。

○木村委員

慰謝料につきまして、本来は損害賠償なのだけれども、それを慰謝料という名目で引き受けて裁判所が判断しているのだという御指摘がありました。個人情報漏えい事案のようなものの場合、真の意味で損害が生じていると言えるのか、法益侵害があったと言えるのかどうか、権利侵害があったとしてそれが保護に値するものであるかどうか、本当に全ての個人情報漏えい事案についてそうなのか検討が必要だと思いますし、また、消費者がその救済を求めているのかどうか、それを金銭によって救済されることを本当に求めているのだろうかという点についても、よく検討する必要があると思っております。

例えば、漏えいされた情報が要配慮情報であるのかそうではないのかによっても消費者の意識は大きく変わってくるので、画一的にそれを一件幾らと判断することは極めて難しいのではないかと。また、それを救済してほしいと思う消費者がどのぐらいいるのかということについても、アンケートを取って掘り起こしていけば救済してほしいという方が多くなるかもしれませんが、そういう掘り起こしを前提とせず、果たして金銭的な救済を求めている消費者がどのぐらいいるのかという点についてはよく考える必要があると思っております。

次に、被告の範囲についての質問です。資料 8 ページの類型 I ですが、景表法上の不当表示事案が例示されています。ここの論点提起はそもそも景表法事案に限っているのか、それともそうではないのか、もし景表法事案に限っていないのであればどういった事案を想定しているのかというところを教えてください。

○山本座長

ありがとうございました。

最後の点は御質問かと思しますので、事務局からお答えいただけますでしょうか。

○伊吹専門官

御質問をありがとうございます。事務局でございます。

資料の 8 ページ、2. の類型 I に関しまして、景品表示法上の事案に限るのかという御質問だったかと存じます。こちらの括弧書きは例示として記載させていただいております。類型をモデル化したものにつきましては、直接的な契約関係にない事業者に対する請求ということで御理解いただければと存じます。

また、どのようなものを想定するかにつきましては、そのあたりを含めて御議論いただければと考えてございます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

木村委員、今のお答えでよろしゅうございましょうか。

○木村委員

景表法事案に限らないとのお答えでした。直接の契約関係にない者を被告とするということですからかなり広がりがあり、かなり予測可能性が低くなっていくかと思えます。もしこれを立法で解決しようと思うと要件論で相当絞らなくてはいけないかと思えますし、それは立法技術的にもかなり難しいのではなからうかと思えますので、この点で我々としてはかなり慎重にやってほしいと考えるところです。

現行の法律でも、不法行為に基づく損害賠償につきましては、当該勧誘をさせ、もしくは、当該勧誘を助長する者が既に被告の範囲に含まれておりますので、これで十分救えるのではないか。そこで救えない人がいるのだとしても、例えば、景表法事案でいくと、不法行為が成立しないケースであっても特例法に基づく訴訟が提起可能になってしまうと、恐らく不法行為とはされないような案件であってもどんどん景表法違反ということで訴訟が提起されていくことも想定されます。これも事業者について予見可能性がかなり下がってしまいます。この点も強く懸念するところでございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大高委員、お願いいたします。

○大高委員

2度目の発言で申し訳ありません。

そもそも、今、木村委員の御指摘のあったとおり、こういった情報が漏えいしたのかによって当然被害の程度は変わってくるわけですが、それは当然典型的に判断ができて、かつ、それに応じて裁判所が金額の高低、場合によってはほぼゼロに近い金額しか認定しないというケースもありましようし、まさしくセンシティブ情報だということで比較的高い金額が認定されているケースもあると思えますけれども、だからといって事案によって認定金額が変わりうるのが問題とは思われなと思います。

また、重要なのは、もう一点、ここの慰謝料に関して認識しておくべきなの

は、特例法はアメリカのクラスアクションとは違って、オプトアウトではなくてオプトインですから、対象消費者全員の損害が強制的に実現される、請求権が実現されるという性格ではないものですから、自分は気にしていないよという人についてはそもそもオプトインがされないわけですので、私は被害を受けたと思っている人がオプトインをしてくるわけです。そういう意味でも、日本で慰謝料を対象に含むことを実現する場合においては、非常にある意味ではバランスにおいてはマイルドな仕組みになってくるのではないかと考えております。

2点目が、被告の範囲に関しての問題です。まず、類型Ⅰに関して、その直接の契約関係にない者を被告にした場合の問題ですけれども、当然予測可能性が落ちるといえば落ちるのかもしれませんが、基本的には共通義務確認訴訟ですから、共通の原因に基づく何らかの義務を負う状況にあるというのが、当然訴訟が成立する前提になりますので、果たしてそこまで予測可能性が下がるのかなというところは疑問があるところです。

被告の範囲の類型Ⅱの実質的支配者の定義は、確かにこれは一つの問題だとは思いますが、私もまだアイデアレベルですのでここで申し上げようか迷ったのですが、一つの問題提起としてこんな仕切りはどうかというところで申し上げたいと思います。

例えば、メインの事業者に対する共通義務確認訴訟が提起をされていることを大前提として、その訴訟における責任原因に係る事実を前提として別個の責任原因が構成され得るようなケースについては、その個人については、その当該事業者に対する訴訟の中で被告とすることはできると。個人だけを訴えるのではなくて、あくまで事業者とセットで、その事実関係に関連する範囲で別途の責任原因が成立する場合には一緒に裁判ができるといった一定の縛りがかかることによって、応訴の負担もしくは予測可能性を踏まえた一定のバランスが取れた結論が取れるのではないかと、これはまだ頭の中で考えているだけです。もう少し詰めなければいけないと思うのですが、一つの問題提起として御提案したいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、垣内委員、お願いいたします。

○垣内委員

ありがとうございます。

まず、請求の範囲に関しては、私自身は、今日の資料2ですと、2ページの冒頭でまとめていただいている基本的な考え方は、これは基本的には現在でも維持してよい合理性のある考え方ではないかと考えておりますので、係争利益の把握可能性あるいは支配性といったところから考えていくということだろうと思っております。

しかし、そうしたときに、現行法で対象外としている損害があまりにカテゴリーカルに対象から外しているということで、この中には、基本的な考え方に照らしてみてもこの制度の対象とすることが十分に可能なものがあるのではないかというのが基本的な問題意識かと考えており、そうした観点から、今回御提案いただいているような各類型についてさらに検討していくということではないかと考えております。その際、今回の対象についての類型Ⅰと類型Ⅱの関係なのですけれども、類型Ⅰは付随して生じるとされていて、類型Ⅱは独立に類型ごとに画一的に算定可能なものということで出されているわけですが、基本的な考え方に照らしてみましたときに、付随して生じる場合であれば認めてよいけれども、独自には認められないものを想定して、それを認めることが理論的にどういう理由があるのかということを考えますと、基本的には付随して生じる損害であっても基本的な考え方に照らして支配性等が認められるので認めてよいのであるという形で認められるのであり、そうであるとするれば、通常は付随して生じるかもしれませんが、これはそれのみが、付随性が理由になるのではなくて、それが独自に基本的な考え方に照らして認められるべきものだという点から認められると思われまます。そうだとすると、類型Ⅰと類型Ⅱは、現象としては異なるかもしれませんが、考え方として区別すべきものなのかどうかという点についてはもう少し考えてもいいのかなという感じを持ちました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員

ありがとうございます。

先ほど木村委員がおっしゃった情報漏えい類型のようなことを考えておったのですけれども、漏えいされた情報が悪用されて、例えば、詐欺被害に遭うとか、名誉棄損の被害者になるみたいな場合は、当然ながら損害に個別性がありますので、今回の制度のようなものによる救済の対象になじまないことになる

うかと思えます。ここで言っている情報漏えい類型の中で考えているのは、むしろ相手方を信じて、事業者を信じて個人情報の利用を許したのに、その管理が適切に行われなかったと。それが自己情報コントロール権というかどうかはともかくとして、そのような信頼に対する基礎が本体であると考えられる。その意味においては、一定の要保護性があり定型性もある事案であると考えらるべき事案かと思っております。

オプトインの類型については、大高委員が御指摘のとおりですので、それによろしいかと思えます。

ただ、そのようなものに対して当事者が求める救済が本当に金銭的なものなのかという木村委員の御指摘についても一理あると思うのですが、まさにそのとおりであって、本質的にはその信頼が守られること、自己の情報が不適切に漏えいしたり第三者に利用されないことがないようにというものが本来の目的であるとするところ、これはこの検討会でもすごく多様な意見があるところだとは思いますが、そのような当事者の求めるものを本当に強制することが法制度の目的であるとするならば、直接的な行為義務、つまり、一定の保護措置を講じることや、それが漏えいしていないことを確認するためのログ保存義務などを課していくことが解決策として想定されるであろうとすれば、事業者の観点から見た場合に負担軽減につながるかということについては注意深く検討すべきかと思えます。

私としては、むしろ一定の安価な定型的な経済的な紛争解決手段を用意することによって、それこそマルウェア事案のようにある程度対応の難しい問題が生じた場合においても迅速かつ定型的な解決が図れる手段を用意しておくほうが、デジタルトランスフォーメーションを進めるためには有益ではないかと思えるところはございます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、沖野委員、お願いいたします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

3点、申し上げたいと思っていたのですけれども、1点目は、個人情報の漏えいの慰謝料の話なのですけれども、これは既に大高委員、大屋委員が御指摘になった点でございます。木村委員が御指摘のようないろいろなタイプがあるだろうということはそのとおりだと思いますけれども、不適切な漏えいについて

は、権利侵害や利益侵害は当然あるとは思いますが、様々な事案があることと、それゆえに一律に除くべきかというのはまた少し関連性という点ではいささか遠い話になるのではないかと考えております。

2点目は、主体との関係で、景表法のお話が出ていたのですが、その際に木村委員から不法行為が成立しないものについて訴えられることが多くあっては問題だと御指摘になって、それはそのとおりだと思うのですが、ここではあくまで最終的な金銭的支払義務の話になりますから、およそ責任要件を満たさず損害賠償や不当利得等で金銭的な支払いが基礎付けられないものであれば、それはもちろん認められないことになりますけれども、それも入口で切るべきなのかという点が問われている問題ではないかと思いました。

もう一つ、景表法の点について気になっておりますのが、言い方を変えたほうがいいでしょうか、2つありまして、1つは、差止めが認められる、しかしながら、それに反してというか、実際に被害が出たときにはこの制度が用意されていないという、差止めとの関係でのアンバランスというのも気になっているところでございます。その観点からも検討する必要があるのではないかということだと思います。

なお、消費者契約の相手方以外の履行や契約締結過程に関係してくるもの以外の第三者まで相手にするという趣旨なのかどうかを伺っていて少し分からなくなりましたが、今回の具体的な例として出されているのは消費者契約に関連性のある形での第三者ではないかと思っておりますけれども、製造物責任とか、そういうものも本当は考えるべきだとは思っておりますけれども、そこまでは今回の問題の提起には入っていないのかもしれないと思ったところです。それ以外の第三者という話ではないと思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

あるいは、消費者庁、事務局からコメントというか、さらにこういうところについて伺ってみたいとか、もし何かございましたら。

○伊吹専門官

御議論いただきまして、ありがとうございます。

現時点で特に事務局からはございません。

○山本座長

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

資料の 8 ページ、この各対象類型それぞれについてかなり御議論いただいて、ある程度問題状況が私からは見えてきているのかなという感じがしました。類型Ⅰ、類型Ⅱ、この付随的損害と独立した損害について、垣内委員からはそもそもこれを分ける意味はどこにあるのかという御指摘もございました。その慰謝料という観点からすると、慰謝料の性質というか、それに対する理解あるいはどういう場面を想定しているかということについての認識にやや委員の間で御意見の違いがあったような印象を持ちました。一方で、慰謝料は、アプリオリに、まさに精神的なものだとすれば、個別性が高いものが前提になっているので、これをこの制度で受け止めるのはなかなかなじまないのではないかと、画一性という観点から疑問があるのではないかとという疑問。

さらに、個人情報に関して言えば、デジタルイゼーションという、政策的背景から果たしてこういうものを対象にするのはどうかという御指摘もあったように思います。他方では、慰謝料といっても、もちろんそういう個別性の高いものもあるけれども、損害賠償、慰謝料という形で一般的に引き受けているような場合もあって、かなりの程度、画一性が高いような類型も想定し得るところ、慰謝料というだけで、精神的損害というだけでこの制度の適用対象外にすることの必然性はないのではないかと、この制度に取り入れていく場合も考えていくべきではないかという御指摘があり、その個人情報の漏えいのような場合の慰謝料は、もちろんそれによって具体的な実害が出た場合は話は別かもしれないけれども、そうでない場合は一つの類型として考え得るのではないかとという御指摘かと思えます。

1 の類型Ⅲあるいは 2 の類型Ⅰの、直接的な契約関係にない場合、これは訴訟物と請求との関係でもあるいは当事者との関係でも問題になるところかと思えます。これについても、景表法の場合に絞って考えていくのか、あるいはもう少し広めに考えるか。ただ、広めに考えた場合にどこでどういう線引きがなされ得るのか。適切な線を引いていくことは可能かという御指摘もあったかと思えます。そもそも現行法上果たしてこれが対象外なのかどうかということも一つの問題かと思えますけれども、どういう範囲で考えていくかということは問題になるだろうということかと思えます。

2 の類型Ⅱについては、非常に悪質な事業者については何らかの対応が必要であるという点については一定のコンセンサスがあったように思えますけれども、そもそもこの制度でやるべきなのか、後藤委員からは刑事の問題ではないのかという御指摘もあったかと思えます。この制度に含める場合には、その線引き、切り分けの問題が非常に大きいというのもコンセンサスがあったように

思います。一方で、切り分けは非常に難しいのではないかと。悪質性あるいは支配者ということはどうやって定義していくのかという御指摘がありましたけれども、他方では、そういう切り分けもアプリアリに不可能とは言えないのではないかと。大高委員からは具体的な御提案もあったかと思っておりますけれども、何らか区分けは考えて、それができる場合には制度の中に組み入れていくべきではないかという積極的な御意見もあったように伺いました。

以上、私のほうでちゃんと整理しきれていない部分も多いかと思っておりますけれども、それぞれの考えられる類型については御意見があり、非常に大ざっぱに言えば、賛否それぞれの御意見があったと。一方的に賛成というあれもないし、一方的に反対という問題もなかったように私には伺えましたけれども、さらに追加的なコメント、あるいは、私のまとめがおかしかったということでも結構ですので、もし何かございましたらと思っておりますが、今日の段階ではよろしいでしょうか。

先ほど申し上げたように、これは非常に重要な問題ですので、今回で方向性を出すとかということとは到底考えられないところですので、今回は事務局で今日の御意見を承って、もう少し具体的なところに落とし込んでいくというか、もちろんまだ案の段階には至らないと思っておりますけれども、考えられる事柄をもう少し具体化して御提案いただくことになるのではないかと思います。現段階では、よろしいでしょうか。

それでは、第2の議題については、以上としまして、本日最後の議題について、共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方という問題であります。これにつきましても、まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○守屋専門官

それでは、資料3の共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方について、御説明させていただきます。

2ページを御覧いただければと思うのですが、ここでは、特例法上の和解の全体像を示させていただいております。特例法の和解と申しましても、一段階目で行われる和解、二段階目で行われる和解とそれぞれがありますが、今回御議論いただきたいのは、この一段階目の手続における和解でございます。

3ページ目は、今、どういった和解が可能なのかということなのですが、共通義務の全部又は一部が存在することとしないことについて合意する和解がまずは可能でございます。これは損害賠償義務があるかないとか、そういったことを内容とする和解でございます。それと付随する形で対象消費者の権利義務に関わらない事項を合意するような和解もできると考えられておまして、これは訴訟で問題となった契約条項を今後使わないといった合意をすることは

できる、となっております。他方、この左側の青色で掲げたもの以外の和解につきましては、現行法上、共通義務確認訴訟においてはできないと考えられておりまして、例えば、こういったものが考えられると示したものが右側のピンクで囲まれたところでございます。一例を申し上げますと、共通義務の存在について明らかにすることなく解決金としてまるっと幾ら払うといった和解が難しいということですし、あとは、対象消費者1人当たり幾らという金額を出して和解することもできないとなっております。

4 ページでございますけれども、こういった現行法の和解についてはこれまでも数々の意見をいただいているところでございます。例えば、上のほうのポツで書いておりますのは、企業法務を担当されていらっしゃる方や弁護士の方が集まって研究会を開催されたところでの報告書の記載の一部でございます。事業者にとっては和解を選択する理由がなくなっているという指摘をいただいております。また、これは前回の特定適格消費者団体のヒアリングでも、どうしても柔軟な和解ができていないといったところの問題点を御指摘いただいたところでございます。

また、ページをめくっていただきますと、これもまた前回お示しいたしました消費者のアンケート結果なのですけれども、これを見ても、そもそも和解があるといったときに参加する消費者は、大体半分近く、40%近くいるのですけれども、この返金までの期間、さらに早期解決というところに絞って、返金までの期間を狭めると、23.4ポイントもこれが向上する。より消費者の早期の解決に対するインセンティブの高さが分かるということでございます。

以上を踏まえますと、この和解の特徴である紛争の早期解決にフォーカスを当てますと、事業者、消費者、双方にとってメリットがあるのではないかと。また、柔軟な和解ができるようになって法がより活用されることとなる結果、さらなる消費者被害の救済につながるのではないかと考えております。

6 ページですが、今度はこの和解の内容の話とはまた異なりまして、現行法上、和解はどういった効力を持つのかといったところを整理しております。共通義務確認訴訟における和解は、確定判決と同一の効力を有しますので、当事者以外の団体や第2段階で入ってまいります消費者に対しても効力を有しますし、共通義務確認訴訟で共通義務が存することを認める内容の和解については、簡易確定手続の開始原因となることになっております。

今度は7 ページですが、現行法上で和解の適正性を確保するためにどういった方策が取られているのかといいますと、大きく3つございまして、それぞれほかの団体との間の相互の牽制や不当な和解がされた場合の行政による監督、最後、不当な和解の効力を争う手段を確保することによって、適正和解がされるように担保しているということでございます。

最後、8 ページですが、これが本日御議論いただきたい検討事項でございます。まず、1 点目、和解の内容に関する事項といたしまして、どういった和解を可能とすべきと考えるか。先ほど整理させていただきましたとおり、現状、できる和解、できない和解がある程度御指摘いただいているところでございますので、どういった和解をできるようにするべきなのかをまずは御議論いただければと思います。その上で、どういった和解、内容にもよると思うのですけれども、できるようになった和解にどういう効力を持たせるべきなのかと。まず、和解の効力について、現行法上の効力以上に何か検討を要することはあるのか。そして、1 段階目で和解が行われた場合に、2 段階目の手続との関係をどのように考えるべきか。必ず2 段階目が必要なのか、それとも2 段階目の個々の手続をつまみ食いする形で解決することができるのかといったことを御議論いただければと思います。加えて、④ということで、先ほど御説明した和解の適正性を確保するための手段を現行法上でそろえてはいるのですけれども、新しく柔軟な和解をできるようにした場合に、これ以上に何か異なった考慮が必要になるのかどうかといった点も御議論いただければと思います。最後、その他の事項ということで、新しい内容の和解について御検討いただいた上で、その和解の実効性確保をどうやって考えていくべきか。新しくできる和解の執行力をどういうふうに考えていくのかといった点についても御議論いただければと思います。その後、⑥ということで、新しくできるようになった和解について、民法や民事訴訟法との整合性をどのように考えるべきか、ということについても御議論いただければと思います。最後、⑦といたしまして、以上のほか、その他検討すべき点があれば幅広く御検討いただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、この共通義務の第一段階における和解の問題につきまして、御質問、御意見、何でも結構ですので、御自由にお出しいただければと思います。御発言の方は挙手をお願いいたします。

大高委員、お願いいたします。

○大高委員

ありがとうございます。

和解の点についても、何点か意見を申し上げたいと思います。

まず、現行の第一段階の和解の規定、特例法第10条の評価なのですけれども、これが使いにくいというのは明らかではないかと思っております。現行の特例

法第10条の規定は、言わばオール・オア・ナッシングの和解しかできないということで、少なくとも実務家の目から見ればこういったものがそもそも和解になるのかどうか、正直、実質的には和解とはとても言い難いものではないかと感じるところでありまして、むしろ第一段階では和解はしてはいけないと言われているようにすら感じる規定になっております。つまり、現行の規定からすると、一旦共通義務確認訴訟を提起した場合は、どちらかが白旗を挙げない限りは基本的には最後までいかなければいけないということになりますので、そういう意味で使いにくいという評価はやむを得ないのかなと思っております、この点の改善は絶対に必要だと思っております。その観点から検討すること、また、今、8ページで御提案いただいたような項目について検討することについては全く賛成であると思っております。

その上で、今回はまだ具体的な方向性の御提案はございませんので、その和解の規律の在り方について、基本的な考え方ということで私自身の考え方を申し上げておこうかと思うのですけれども、もともとこういう集合訴訟に関しては、判決による解決はもちろん最終的には必要なのですけれども、基本的にはいろいろな事案があって、また、いろいろな解決の仕方、ふさわしい形があるわけですので、もともと和解による解決になじむ類型ではないかと思っております。その観点からすると、内容の適正をきちんと確保することはとても大事で、これは大前提なのですけれども、それを前提として、あまりその和解の内容や在り方についてのデフォルトのルールはあまり決め過ぎないほうがいいのではないかと思っております。つまり、事案の内容、また、当事者が適正だと思う解決の内容に応じて柔軟にできる、和解がまとめられるようにするのが大事ではないかと思っております。

そういう総論的な意見を申し上げた上で、若干各論的な意見を少し申し上げておきますと、和解の内容に関しては、3ページに現行法上和解が不可能な例として3つほど例が挙がっておりますけれども、これについては、基本的にはいずれも前向きに考えていいのではないかと思っております。特に3つ目の基金等への寄附等については若干議論があるかとは思っておりますけれども、少なくとも対象消費者への被害回復が実際には難しい場面においては、事業者も協力するというのであれば、許容してもいいのではないかと思っております。

以上、取りあえず、意見を申し上げておきます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

和解は、本来、非常に内容に柔軟な解決ができるというところに本質的なメリットがあるという制度かと思われまので、実務上、様々なニーズがあるときに、それにできる限り柔軟に答えていけないかという問題意識は、和解の本質に立つところがあるのだらうと思います。

ただ、現行法は、共通義務確認訴訟における和解という点では、そこに非常に厳格な枠をはめているということで、その合理性がどこまであるのかということが改めて問われているということだらうと認識しております。

ニーズという点を一つ置きまして、理論的にどうなのかということを考えてみましたときに、基本的に和解は当事者間の合意によって紛争解決することになりますので、そこが出発点になるのだらうと思います。そのときに、今日の資料の背景にあるのだらうかと思えますけれども、和解そのものについては、これは共通義務確認訴訟に限られるものではなく、裁判外で和解をすることも可能であると、禁止されているわけではないのだらうと思われま。そうなりますと、この裁判外の和解を仮にしたときに、何が合意できるのかという問題と、それが訴訟上でなされるときにどこまで同じように可能であるのかという、裁判外の和解と裁判上の和解、訴訟上の和解とで何が異なるのだらうかということが一つ検討の出発点となるところなののだらうと思います。そうした観点から見ましたときに、今日の資料の3ページで、現行法上不可能な和解の例が挙げられているということですが、まず、共通事務の存否について合意しない和解については、これも裁判外で和解するというのであれば、恐らく事業者側がそのような合意をしてくれる限りは、すること自体は差支えがないものではないかと考えられるところでは。仮に裁判外でそうした和解が可能であるとしたしますと、その場合、共通義務確認訴訟が係属していたとしても、そちらは訴えを取り下げるとすることも考えられるところかと思われまして、そうすると、そういう処理そのものは禁止されているということではないのではないかとと思われま。

もつとも、今日の資料ですと、7ページのところで引用していただいている特例法第83条の財産上の利益の受領の禁止等との関係が問題になり得るかもしれません。その点については、これはまた法第83条をどう解釈するのかという問題が関わってくるかと思えますけれども、現行の第83条の第1号におきましては、和解に基づく金銭の支払いとして財産上の利益を受けること自体は必ずしも禁止していないところかと思われまので、この例で挙げられているように、対象消費者に分配するという前提で解決金を支払う場合について、これが禁止されるかどうか、これは必ずしも禁止されないといった考え方もあり得るとい

う感じもいたします。

他方、そのように裁判外で取下げができるということだとすると、それは訴訟法上の和解としては認めないとする意味がどこまであるのかということが疑問になってくるところでありまして、私には本質的にこれが訴訟上の和解として認めるべきものではないとは必ずしも言えないのかなという感じは現時点ではしているところです。

また、共通義務の存否とともに、消費者の権利義務に直接関係する事項に合意するというものにつきましては、消費者の権利義務について特段団体が処分権を持っているということではないところが、理論的には問題となり得るところかと思われまますけれども、これにつきましては、今日の資料の8ページの最後のほうでも出ておりますように、第三者のためにする契約といった考え方を取ることによって、消費者に最終的には権利が帰属するような形での和解も一定の範囲では可能なのではないかと思われるところです。

そのように考えますと、基本的にはここで挙げられているような和解について理論的に絶対に止めてはならないといった理由があるということでもないようにも思われるところでありまして、そういう意味では積極的、前向きに検討していい課題なのではないかと基本的には考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、河野委員、お願いいたします。

○河野委員

和解に関しては、消費者としては、被害回復につながるのであれば、現在の固定化された状況から、今回、例に示していただいているように、より柔軟な方法の検討をお願いしたいと思っております。4ページの資料を拝見しますと、事業者側にとっても、現行の和解のメリットがないという見解が示されているところでありまして、最終的に私たちは被害回復になるべく負荷がかからないことにつながるのであればということ、事業者の皆さんにとっても解決に向かうためのインセンティブになるような改善をお願いしたいと思っております。

特に早期解決によるレピュテーションリスクの回避や訴訟が長期継続することによる負担から解放されるという視点が大事だと思います。実際、二段階目の手続は、非常に煩雑かつ、複雑でもございますので、そういったところの軽減につながるような工夫もぜひ考えていただきたいと思います。一番大事なものは、和解において決まったこと、和解内容の履行に関しては、実効性をしっかりと

確保していただければと思っております、どのような方法がいいのかということ、今後、専門家の先生方の御知見にすがりたいところでございますけれども、ぜひ現状から一歩進んだ形で御検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

沖野委員、お願いいたします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

和解について、この手続によって最終的には個々の消費者の被害回復が図られることが大事で、そのために最も中核をなすルートが現在組まれていると理解しております。ただ、目的自体は最終的に個々の消費者の被害回復が図られることですので、今用意されているものが一番の代表的なものだとすると、和解という消費者団体と事業者との間の合意によって予定されているステップのところを少し置き換えるようなことが考えられるのではないかと考えております。

和解の内容は恐らく様々で、和解すれば、およそ第二段階的な処理は要らないということなのか、それとも通知・公告などでそれに乗りますかと、いろいろなことでその手続を使わなければいけないのかとか、いろいろなタイプがあるように思われます。単純に和解して終わりではないのかなと考えておまして、ただ、そうすると、そのステップを置き換えていくというか、あるいは、別ルートに入ることで最終的に実現するという、比喩的な言い方ですけども、それ自体は制度目的に適うものですので、用意することを考えていいのではないかと考えております。

今後検討していくべきものではあるのですが、最終的な各消費者の権利についての互譲ということになると思われますので、かつ、互譲であると、例えば、そのような権利はいずれもないとか、それ以上の請求はしないとか、そういうことを伴うと、単純に権利を与えるものではないように思われます。第三者のためにする契約は、第三者が不特定でも未存在でも契約自体はできることになっておりますし、その後の受益の意思表示によって第三者の権利取得が確定することになりますから、そのメカニズムを当てはめることも考えられなくはないのかもしれませんが、ここでは何もないところに権利を与えるというよりは、権利があるところの内容を具体化していくとか、あるいは、合意に

よって互譲で調整していくということなので、第三者のためにする契約とは少し性格が違っているのかもしれませんが、むしろ法律によって抽象的な授権があって、それが具体的な授権で実現していくとか、そういうイメージなのかなとも思います。無権代理の追認ということもありますが、最初から無権であるというかそういうことではなく、法律でそのような権限が与えられることになるかと思っています。いずれにしても、法律構成あるいは説明の理屈はまたさらに検討すべきものかと思っています。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いいたします。

○垣内委員

どうもありがとうございます。垣内です。

今、沖野委員から第三者のためにする契約の構成について御指摘があったところで、そこは民法上の制度としての第三者のためにする契約がどのようなものかということとさらに検討が必要な問題・課題なのだろうと伺いました。

1点、若干参考になるかもしれないと思われましたのは、任意的訴訟担当に関して、平成28年最高裁判決で、第三者のためにする契約のような構成を用いて、アルゼンチンの債権の事件ですけれども、授権を認めたという例があったかと思っています。訴訟担当の授権の場合でも敗訴する場合もあり得るわけですので、必ずしも利益だけということではないわけですけれども、そういうような場合と若干類似した局面になるのかなと差し当たり理解しております。

先ほど基本的には前向きに検討してはという方向で意見を申し上げましたけれども、細かい点につきましてはいろいろと検討すべき課題が非常に多いのだろうと考えております。共通義務の存否以外の事項、取り分け消費者の権利義務について和解を訴訟上でしたというときに、その和解は一般的な訴訟の和解の効力としましては確定判決と同一の効力が生ずるということで、その内容について議論があるわけですけれども、給付条項が含まれていればこれは執行力が生ずるというのが一般的な和解の場合の規律ということになりますから、その場合、本日の資料ですと8ページの⑤の執行力等、あるいは⑥民事訴訟法との整合性といった点とか関わるかもしれませんが、普通であれば強制執行は可能な形での訴訟上の和解ということに、その場合はなってくるのではないかと思います。

ただ、その際の実際に強制執行を誰がどういった形でするのかということにつきまして、権利者が誰であって、和解上の権利が個々の消費者の権利として合意をされているのか、それとも団体自身の権利として合意されているのか、それとも双方の権利が合意されているのか、そのことに伴いまして、団体が団体自身の権利について自分のために強制執行する場合、あるいは消費者が自分のために強制執行をする場合、あるいは、団体が消費者のために強制執行する場合、そのそれぞれについてそれがどういった形で可能になるのか、認められるのかといった問題が出てくるかと思えます。

特に団体が消費者のために強制執行ができるということになると、そういうことについてはニーズはあるのかなという感じもいたしますけれども、執行の議論における執行担当等の問題とも関連しまして、いろいろと議論の多いところでもあろうかと思われまますので、そのあたりの議論との整合性等をさらに詰めて考える必要などもあると考えているところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

少し議論が第三者のためにする契約とか、任意的訴訟担当とか、一般には聞き慣れない用語が飛び交っている部分があります。個別具体的に検討していくについては非常に重要な観点を御指摘いただいていると思えますけれども、そういうどちらかという理論的あるいは法律構成的な詰めということとともに、この制度で和解をどの程度認めてどの程度広めて解決していくのがよいのかという政策的な観点、大きな観点ももちろんあると思えますので、そういう点でも結構ですので、お願いしたいと思えます。

木村委員、お願いします。

○木村委員

任意的訴訟担当という言葉は、私も司法試験の受験を終えて以来はじめて聞きましたが、そういった構成もあるだろうと思えます。

この法律の大きな特徴は、個々の消費者の意思を確認することなく、特定適格消費者団体が一段階目の訴訟を行えるという点にあります。その授権がない中で和解をする、その和解のやり方を柔軟化するという点になりますと、個々の消費者の意思に反しないかとか、個々の消費者の権利を制限するような形の和解にならないかというところは常に問題になるわけです。これを短い時間で議論して結論に持っていくのは正直なかなか難しいのではないかと。

企業側のメリットに言及いたしますと、資料3の4ページ、島岡論文を引かれていたところにおり、企業実務において、判決よりも和解が好まれる大きな理由として、口外禁止条項や守秘義務条項を入れることができることがあります。こういったものが使えるとなったときに初めて企業としては和解を選択するメリットがあるというのは、島岡論文が指摘するところだと思います。

一方で、この手続において和解の内容を秘匿することがそもそも可能なのかということ、かなり難しいのかなど。どこに仕組みばそういうことが可能なのかというのがよく分からないので、消費者庁で、ここで御指摘があったことを踏まえて、何か制度的な考え方があり得るのではないかというものが分かれば、ぜひ教えていただければと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

御質問の趣旨もあったかと思えますけれども、消費者庁で今の段階で何かございましたら。

○伊吹専門官

事務局でございます。

和解における口外禁止・秘匿条項と今の制度の関係についての御質問だったかと存じます。

その点に関しまして、先ほど来紹介している特例法の第10条ですとか、和解を規律している中で、直接何か規定しているというわけでは必ずしもないのですけれども、この制度が、和解がされた後に二段階目の手続に進む、二段階目の手続では消費者の方々に加入いただく必要があるということで、そのような消費者の方々への情報提供ですとか、そういった場面との関係をどう考えていくかですとか、例えば、そういったところがあるかもしれないというところを、今、お聞きして思っておりました。

現在は、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

木村委員、よろしいですかね。

○木村委員

ありがとうございました。

○山本座長

それでは、沖野委員、お願いできますか。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

今ちょうど、木村委員から御指摘があった点が私も気になっておりまして、口外禁止や秘匿条項を入れたときに、かつ、先ほど和解の内容が誰の権利を処分するのかという点で、消費者団体だけの話であれば、それでも、およそ公にしなくていいのかという問題はあるかもしれませんが、一方、個々の消費者だとすると、結局個々の消費者まで救済が届くような仕組みが別途設けられるのかということだと思いますので、今、消費者庁から御説明がありました、通知とか公告が個々の消費者の加入、あるいは、先ほど、もし第三者のためにする契約なら受益の意思表示ということになるかと思えますけれども、そのための制度であるとするならば、例えば、事業者におかれまして、対象となる消費者は全て把握されていると、通知も直接できるということであれば、それはその和解に基づいてしていただくということで、公告等は必要はなく、つまり公にするという意味での必要はなく、ただ個々の消費者の被害救済のためには必要であるとか、あるいは、その部分は全部把握されているので、消費者団体でこれだけの権利がありますというその部分だけ与えるとか、何かそういうようなことがあるいは考えられるのかもしれないと思いました。

ただ、結局目的とする消費者被害救済の実現のためにどういうふうにこれを使えるかということから、場面が限定されたり、あるいは、そのときの対処方法がどういうものとなるかとかを考えていくことになるのではないかという感想を持っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いいたします。

○大高委員

ありがとうございます。

これまでの意見を伺っておりまして、少し補足の意見を申し上げたいと思

っております。

事業者の立場から見ると、和解に応じるメリットで、今、木村委員がおっしゃったとおり、ある程度、責任がコントロールできることと、場合によっては秘密にできるというのはあると思いました。その前者のリスク、責任範囲をコントロールするということに対してなのですけれども、結局、この制度はオプトアウトの仕組みを導入するということであれば別ですけれども、基本的にはそうではない中で考えていくということになると思うので、基本的には特定適格消費者団体と事業者の間で、訴訟内にしろ、訴訟外にしろ、和解をしたとしても、それなりに納得した人だけが乗っかってくるという仕組みにどうしてもせざるを得ない。納得ができない人は、別で請求する、もしくは、そもそも自分は被害者だと思っていないからそもそも請求すらしない。その3択のどれかということになるかと思っております。

だから、そういう意味では、厳密には事業者にとってはリスクコントロールができないという面があるにはあるのですけれども。ただ、私は実際的には適切な内容の和解がなされれば、恐らく実務的にはほぼ全ての消費者は、支払いを求めるのであれば、その和解条項に乗っかって請求をしていくことになるのではないかと思っております。

そういう意味では、本当にまさしく和解の内容がきちんと消費者の利益になるものがきちんと合意ができるということは、双方にとって、団体にとってもそうですし、事業者にとっても重要な要素になるのかなという印象を持っております。

もともと、先ほども和解の適正性が重要だという話を大分強調したので、先ほど事務局からあった現行の適正性の確保となる規律をさらに加えることが必要かと思っているかというところではなくて、個人的には現行の適格消費者団体もしくは特定適格消費者団体の実務運用を見る限りは十分に適正に行使がされていると思っておりますので、十分に既存の規律で足りているのではないかとと思っております。その点は補足しておきたいと思えます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

河野委員、お願いいたします。

○河野委員

河野でございます。

これまでの御議論を聞いていて、和解に対する考え方というのは、消費者の権利をどう処分するかに関わってくることで、簡単にはいかないのだなというのは理解しました。ただし、御提案のような方向で、今の仕組みから少しでも柔軟な形に動かしていただきたいとは思っていたところです。そこで、第一段階のところ、実際の訴訟経験を積んでいらっしゃる、消費者機構日本さんにおいて、訴訟外ではなく和解での解決ということに対して、現場を踏まえどうお考えか、伺ってもよろしければ教えていただければと思って発言させていただきました。

○山本座長

ありがとうございました。

オブザーバーに対する御質問ということですので、可能な範囲で結構ですし、あるいは、今回は難しければまた別の機会ということも結構ですが、今の時点で、消費者機構日本から何かお答えいただけることがあればお願いしたいと思います。

○消費者機構日本 佐々木副理事長

私たちが取り扱った事件では、そういう和解のような経緯、経過の訴訟経過の中で、そういうことが問題になる事件はなく、もう本当にながちり取り組んで結論をいただくと、原告も被告も考えていたものですから、そのところを真剣に共通義務確認訴訟の中での和解を事件の中で考えたことはございませんでした。

ただ、私が弁護団というわけではありませんので、弁護団からも意見を聞いて、その辺のところ御参考になるようなことを申し上げるであれば、次の機会に申し上げたいと思っております。

○山本座長

ありがとうございました。

○河野委員

どうもありがとうございました。

○山本座長

それでは、もし可能であれば他の特定適格消費者団体の皆さんにおいても、もし可能なことがございましたら、情報提供をお願いできればと思います。ほかにいかがでしょうか。

この論点は今回が1回目ということで、非常に重要な論点だと考えておりますけれども、今日の段階ではよろしいでしょうか。

消費者庁から何かコメントなりあるいはもう少しこの点について御意見を聞いてみたいとかがございましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○伊吹専門官

御議論いただきまして、ありがとうございます。

検討事項の8ページのところに基づきますと、これまでそれぞれの項目について様々な御議論いただいたかと思っております。

①のどのような和解を可能とするべきかというところにつきましても、例で挙げていたところですか、それ以外にも幾つか御意見いただいていたかと思いますが、この①のあたりでもしまた別の観点切り口などがありましたら御意見がいただければと思ひまして、例えば、③などの関係で二段階目の手続との関係で、もし何か現時点でお気づきの点などがあれば、可能な範囲で頂戴できればと考えます。

○山本座長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。①あるいは③辺り、③は沖野委員から先ほどステップを置き換えるという話もあって、和解の内容に応じてある程度この二段階目を省略したり、一部使ったりということもあり得るのではないかという御趣旨の御発言もあったように記憶していますけれども、今の段階で何かございますでしょうか。

大高委員、よろしく申し上げます。

○大高委員

何度もすみません。御発言もないようなので。

私も、個人的には第一段階の和解においても二段階手続を何らかの形で活用する内容の和解というものが、当事者間で協議が整えば、それを使えるようにするに越したことはないと思っております。ただ、今日、発言をしておりますのは、二段階目の手続にどういうふうに接続するかというのはなかなかいろいろ難しいところがあるなど思っているためです。どの範囲で使うのか、例えば、金額だけを二段階で決めるというのもあれば、また、場合によってはそもそも被害者がどうかだけを決める、金額は和解で決めてしまう。そのような、いろいろなパターンもあると思うのですが、そういった合意が第二段階

でどういった効果を持ち得るといふ構成にすればいいのかとか、いろいろ詰めなくては行かない論点はたくさんあるのだと思っております。

ただ、だからといって、和解では二段階目の手続を使えないようにしようというのは、それはそれでよろしくないなと思っておりますので、できるだけ、先ほど私が冒頭申し上げたように、いろいろな形の和解はあり得ると思うので、そこは幅広くいろいろな使いやすい方向性を考えていけばいいのかなと思っておりますのでございます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願いいたします。

○木村委員

どういった和解を可能とすべきかという点、先ほどの大高委員の御指摘も考えますと、対象消費者の権利義務に直接関係する事項を合意する和解を理論的に認めていいのかどうかという問題ではありますが、そこをすっ飛ばして考えたときには、支払額まで決まってしまうていば、確かに和解としては実効性が高いのだらうと思うし、逆に、そこが決まらなると、意味がない和解だらうなという感じが、正直します。企業からすると、消費者に幾ら損害賠償すべきかどうか決まていないような和解では意味がないだらうと直観的に思います。

資料3の3ページでピンクになっている真ん中の箱の例のところ、事業者から直接消費者の返金を行う旨の和解ですが、訴訟の対立構造を考えると、被告から、あなたにはこういった権利が和解で認められたけれども、その権利行使しておかれることにしますかということ聞きにいくということになりますので、訴訟の対立構造からすると違和感が拭えないというところでございます。

民事訴訟の基本的な構造に鑑みて、こういうことをやていいのかという点もあるので、また議論させていただければと思いたしました。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

御議論は今日の段階では出尽くしたということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

私が伺ったところでは、基本的な方向性というのは和解というものの本質か

らして現在の制度というのは、やや硬直的ではないか、もう少し柔軟な方向での和解も可能にするということも検討すべきではないかという御意見が多かったように思います。

理論的な観点から、裁判外での和解、裁判外でできることとの平仄という観点も考慮に入れて考えていくべきではないかというお話もありましたし、また、その法律的な構成については第三者のためにする契約というのが挙がっておりますが、そういうこともあるのだろうし、あるいは法律に基づいて一定の授権がされているという、それを個別の消費者の参加等によって、その授権が補充されるというような構成なども御示唆があったように思いますし、また任意的訴訟担当との関連なども御指摘がありました。

それから、和解のメリットあるいはその内容という観点からすれば、一方では、その秘密保持というようなこと、これは全ての対象消費者を事業者が把握しているということが前提になるのではないかというような御指摘もありましたが、そういう場合のメリットはあり得るのではないか。あるいは、責任範囲のコントロールという観点からすれば、一定の金額、個々の消費者との関係で一定の金額が決まってくるようなものについては、それなりのメリットがあり得るのではないかというような御指摘もありました。

他方で、やはり和解のこういう形で個々の消費者の権利に関わるような和解をするということであれば、その和解内容の適正性というものの担保が必要ではないかという御意見があって、それについては現行のもので足りているという御意見もありました。さらに考えていく必要があるのではないかという御意見もございました。

ここからは、私自身、個々の消費者との関係での和解を認める、諸外国においては、一番最初に大高委員から御指摘だったかと思いますが、実際には多くは判決まで行かないで和解で処理されていると、この類の集合的な救済については、そういうことが実際には多いのだろうと思っておりますが、やはりその場合に和解内容の適正性をどのように担保するかというのはどの国でも多分大きな問題になっているのかなと思っておりますし、裁判所が一定程度コミットするという国もある。和解内容を当事者だけに任せるのではなくて、裁判所の認可のようなものを前提にして初めて和解が効力を持つとしている国もあると思っておりますし、あるいは、それを消費者の側に委ねるといいますか、多くの消費者が関与した和解、参加した和解は、結果として内容が適正なのではないかという、何か逆スイッチみたいな感じですけども、そういうような考え方で、その締結した和解に参加した消費者が対象消費者の何割以上であれば、その和解として効力を持つというような制度にしている国もあったように記憶しています。

現行のほかの消費者団体による牽制とか、消費者庁による監督という適正性確保措置に、事務局が考えたプラスアルファのものを考えていくかということ、もちろんそのできる和解の内容との相関関係という部分もあると思いますけれども、恐らく引き続き考えていく必要がある問題なのだろう思っているところでもあります。

一応論点とされる部分についての御意見というのは大体出していただけたように思いますけれども、もし今のまとめ方等についても含めて何かございましたら御指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今日のところはよろしいでしょうか。

この点も重要な課題ですので、今日の御議論を踏まえて、消費者庁でもう少し具体化したような提案といいますか、資料を今後作成していただくということになるかと思えます。

よろしければ、本日はこの程度にしたいと思えます。

先ほど来申し上げますように、本日の議論を踏まえて、それぞれの論点につきまして今後さらに議論を深めていくと。

沖野委員、どうぞ。

○沖野座長代理

まとめに入っておられるのに申し訳ございません。本当に小さなことなのですけれども、和解のところで出てきます特定適格消費者団体が持つ相互モニタリング機能といいますか、ここだけではなくそれを発揮し得るということが、総論のほうにも少し効いてくるかと思ひまして。競争だけではない、そのようなそれぞれの活動の適格性を、どのレベルかという問題はありますけれども、モニタリングし、あるいは制御していくという機能があるのではないかと思います。どこで言ったらいいのかというのが気になっていたものですから、和解で具体的に感じたものですから、それを追加させていただくということです。

あと、チャットのほうに入っていたかと思うのですが、本日、具体的な御説明に入る前の用語についての注意事項というのが、音声がちよっと私は聞き取れず、何人かの方は聞き取れなかったようです。今後も使っていくために必要なものであるならば、あるいはメモ書きなど、議事録を見ればいいのかもかもしれませんが、それまでの間に用語はこういうことですよというようなことを適宜補足していただくといいのではないかと思います。

今日限りであればいいのかなと思うのですが、以上です。

○山本座長

貴重な御指摘をありがとうございます。私はチャットまでフォローしていな

くて気が付かなかったのですが、まだ少し時間もありますので、事務局で最初の用語の点について、もう一度再度御発言いただけますか。

○伊吹専門官 事務局でございます。

音声が届いたところがあるということで、申し訳ございませんでした。用語に関しましては、あくまでも事務局などの御説明の際の便宜上のものもございまして、これに必ずしも限定していくという趣旨ではございませんでした。その上でなのですけれども、この手続の当事者に関しましては、手続の段階ごとに法律上で呼び方を変えているところもありますが、特定適格消費者団体に関しては団体、事業者に関しては事業者という形で、呼称させていただくことがあるということと、消費者裁判手続特例法に関しましても、法ですとか、特例法といった形で呼ばせていただくことがあるということの御案内でございました。

以上でございます。

○山本座長

そのようなことですので、もちろん委員の皆様のお発言においては、常にそれに準拠して御発言いただく必要はございませんけれども、分かりやすさという観点から、事務局では一応そういうことで言葉遣いを統一しながら、今後審議をしていきたいという趣旨だったかと思えます。

ほかに、中身の問題でなくても結構ですけれども、進行の仕方等でも結構ですけれども、何かございましたらと思えますが、いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

改めましてですが、本日はこの程度にしたいと思えます。

今後の日程等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○伊吹専門官

事務局でございます。

本日も大変御示唆に富む貴重な御意見、御議論をどうもありがとうございます。

次回の日程につきましては、近いところで恐縮でございますが、5月20日、木曜日の午前に開催することを予定しております。

開催時間等の詳細は、追って御連絡をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山本座長

それでは、本日、お忙しいところを御参集いただきまして、大変御熱心に御議論をいただきまして、ありがとうございました。

次回、第4回、1週間後ということになるわけですが、引き続き、どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日の回はこれで終了したいと思います。
ありがとうございました。